

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）および探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に係る手数料の額の標準が改められること等に伴い、当該手数料の改定等を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習の受講料の額を改定することとします。（別表第6関係）
- (2) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付および同法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料を廃止することとします。（別表第9関係）
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付および同法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料を廃止することとします。（別表第9の2関係）
- (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料を廃止することとします。（別表第9の3関係）
- (5) その他
 - ア この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第1～別表第5 省略		別表第1～別表第5 省略	
別表第6（第2条関係） 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料		別表第6（第2条関係） 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1)～(4) 省略		(1)～(4) 省略	
(5) 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習の受講料	12,700 円	(5) 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習の受講料	14,000 円
(6)～(16) 省略		(6)～(16) 省略	
別表第7・別表第8 省略		別表第7・別表第8 省略	
別表第9（第2条関係） 警備業法に基づく警察関係事務手数料		別表第9（第2条関係） 警備業法に基づく警察関係事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付の手数料	同 2,000	(削除)	
(3) 法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	同 23,000	(2) 法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	同 23,000
(4) 法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料	同 2,200	(削除)	
(5)～(18) 省略		(3)～(16) 省略	

別表第9の2（第2条関係）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 12,000
(2) 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付の手数料	同 1,700
(3) 法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料	同 2,100

別表第9の3（第2条関係）

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この表において「法」という。）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付の手数料	円 1件につき 3,600
(2) 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付の手数料	同 1,600
(3) 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付の手数料	同 1,100

別表第10～別表第13 省略

別表第9の2（第2条関係）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 12,000
(削除)	
(削除)	

(削除)

別表第10～別表第13 省略